

資料④ - 3

介護報酬の変更について（案）

令和6年4月に介護報酬の単位数が改定される予定であり、決定となれば資料のとおり介護予防支援原案作成委託料が増額となります。

介護予防支援原案作成委託料に関する考え方(案)

令和6年(2024年)2月健康づくり・介護予防課作成 資料④-3

(1) 現行の介護報酬及び原案作成委託料

	単位数	地域区分単価	③介護報酬額 (①+②)	①原案作成 委託料	②地域包括 支援センター
基本報酬	438単位	10.7	4,686円	3,750円	936円
初回加算	300単位	10.7	3,210円	2,500円	710円

※ 現行の原案作成委託料の基本額については、介護報酬額の約80%

※ 初回加算については、介護報酬の約80%

(2) 改定後の介護報酬

	単位数	地域区分単価	介護報酬額	原案作成 委託料	地域包括 支援センター
基本報酬	442単位	10.7	4,729円	3,785円	944円
初回加算	300単位	10.7	3,210円	2,500円	710円

介護報酬額は・・・
単位数×地域区分単価

(3) 原案作成委託料見直しの観点

- ①基本報酬額、初回加算分とも、現行の割合(約80%)を基本に、同じく約80%で算定
- ②委託連携加算分については、居宅介護支援事業者が、地域包括支援センターから委託を受けやすくするための加算であることから、地域包括支援センターの報酬額は0円とする。

(4) 見直し案

①基本報酬額(4,729円)

4,729円の80%(現行の割合)
よって、原案作成委託料は

3,785円
3,785円
(3,441円+消費税344円)

②初回加算額(3,210円)

3,210円の80%(現行の割合)
百円未満切り捨て

2,568円
2,500円 (現行と同じ)
(2,273円+消費税227円)

	単位数	地域区分単価	⑥介護報酬額 (④+⑤)	改定差額分 ⑥-③	④原案作成 委託料	差額 (④-①)	⑤地域包括 支援センター	差額 (⑤-②)
基本報酬	442単位	10.7	4,729円	43円	3,785円	35円	944円	8円
初期加算	300単位	10.7	3,210円	0円	2,500円	0円	710円	0円